



## 第5期「浜松市地域材利用促進に関する基本方針」の策定について

本市は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市(まち)の木造化推進法）」に基づき、「浜松市地域材利用促進に関する基本方針」を策定しました。平成23年度の第1期から数え、今回が5期目となります。

森林資源の循環利用を進め、持続可能な森林経営管理を推進するためにも、地域材のさらなる地産地消と林業・木材産業の成長産業化が必要です。今後、本市では方針に基づき、市内の公共建築物及び民間建築物等における更なるFSC認証材の利用拡大への取り組みを進めます。

### 記

#### 【第5期基本方針の概要】

- 1 期 間 令和8年度から令和12年度（5年間）
- 2 公開方法 浜松市ホームページにて公開
- 3 主な改正点及び重点事項

項目	内容
趣旨（第1項）	・公共施設や民間建築物において、木材の地産地消を積極的に推進
公共建築物の基本的事項（第3項）	・森林環境譲与税を有効活用し、 <u>公共建築物・工作物等の積極的な木造・木質化を推進するとともに、地域産のFSC認証材を活用</u>
公共建築物の目標（第4項）	・市が今後整備する主な公共建築物等に使用する木材のうち、 <u>スギ及びヒノキは「地域産FSC認証材を100%使用する」</u> ことを明記
民間建築物での利用促進（第8項）	・ <u>木造・木質化が見込まれる建築物の建築主に向けた「建築物木材利用促進協定」制度周知等により地域産FSC認証材の利活用推進</u> ・ <u>地域産FSC認証材利用の建築物事例や情報等を収集、市民への提供により、木材の良さや使う意義を伝え、利活用の意識を醸成</u>
FSC認証材の安定供給（第9項）	・ <u>地域産FSC認証材の適切な供給の確保（FSC認証材・JAS製品の供給体制整備、木材の需給情報の共有等）</u>

<本件に関するお問い合わせ先>

浜松市産業部林業振興課森林・林業政策グループ

TEL : 053-457-2159 Fax : 050-3606-6171 E-Mail : ringyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

